

山口県報

平成17年
8月26日
(金曜日)

目 次

選挙告示

不在者投票のできる病院の指定……………一

不在者投票のできる病院の指定に関する告示の一部改正……………一

不在者投票のできる老人保健施設の指定に関する告示の一部改正(二件)……………三

不在者投票のできる介護老人保健施設の指定に関する告示の一部改正……………三

不在者投票のできる老人ホームの指定に関する告示の一部改正(五件)……………三

不在者投票のできる身体障害者更生援護施設の指定に関する告示の一部改正……………五



山口県選挙管理委員会告示第百十号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第百八十九号)第五十五条の規定により、不在者投票のできる病院を次のとおり指定した。

平成十七年八月二十六日

山口県選挙管理委員会委員長 福田隆司

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
独立行政法人労働者健康福祉機構山口労災病院	山陽小野田市大字小野田一三二五の四	平成一七、八、一九

山口県選挙管理委員会告示第百十一号

不在者投票のできる病院の指定に関する告示(平成十年山口県選挙管理委員会告示第

十三号)の一部を次のように改正する。

平成十七年八月二十六日

山口県選挙管理委員会委員長 福田隆司

「 貴船町三丁目四番一号」を「 安岡町八丁目五番一号」に改め、

「小野田市立病院	小野田市大字東高泊一八六三の一	昭和三一、三、一六	
「小野田赤十字病院	大字小野田三七〇〇	昭和三三、五、二九	を
「労働福祉事業団山口労災病院	〃 一三一五の四	昭和三三、五、二九	を
「小野田心和園	〃 大字丸河内九五九の一	昭和四〇、四、一五	
「長沢病院	〃 中央一丁目五番二六号	昭和四五、一〇、二五	
「削り、	〃	昭和三八、〃、一五	を
「医療法人社団成蹊会岡田病院	〃 八八八	昭和三八、〃、一五	を
「医療法人杏祐会三隅病院	〃 三隅中三三四二	昭和三七、五、七	を
「医療法人社団成蹊会岡田病院	〃 東深川八八八	昭和三八、三、一五	を
「医療法人生山会俵山病院	〃 俵山四九二二の一	昭和五五、七、五	を
「医療法人生山会俵山病院	〃 俵山四九二二の一	昭和五五、七、五	を
「医療法人社団福寿会福永病院	〃 日置中二四九〇	昭和五七、九、二〇	を
「医療法人社団生和会湯野せいわ会病院	〃 大字湯野四二七八の一	昭和六〇、七、二五	を
「医療法人社団生和会湯野せいわ会病院	〃 大字湯野四二七八の一	昭和六〇、七、二五	を
「山陽小野田市立小野田市民病院	一 山陽小野田市大字東高泊一八六三の〇	昭和三一、三、一六	
「小野田赤十字病院	〃 大字小野田三七〇〇	昭和三三、五、二九	を
「山陽小野田市立山陽市民病院	〃 大字厚狭五〇三	昭和四〇、四、一五	
「小野田心和園	〃 大字丸河内九五九の一	昭和四〇、四、一五	
「長沢病院	〃 中央一丁目五番二六号	昭和四五、一〇、二五	
「改め、	〃	昭和三一、三、一六	を
「山陽中央総合病院	厚狭郡山陽町大字厚狭五〇三	昭和三一、三、一六	を
「削り、「美祢郡美東町大字大田三八〇〇	昭和三四、〃、二四」を「美祢郡美東町大字大田三八〇〇	昭和三四、〃、二四	を
「医療法人杏祐会三隅病院	大津郡三隅町大字三隅中三三四二	昭和三七、五、七	を
「医療法人社団福寿会福永病院	〃 日置町大字日置中二四九〇	昭和五七、九、二〇	を
「削る。	〃	昭和五七、九、二〇	を

山口県選挙管理委員会告示第百十二号

不在者投票のできる老人保健施設の指定に関する告示（平成四年山口県選挙管理委員会告示第二十五号）の一部を次のように改正する。

平成十七年八月二十六日

山口県選挙管理委員会委員長 福田隆司

「大津郡日置町大字日置中二四八八」を、「日置中二四八八」に改める。

山口県選挙管理委員会告示第百十三号

不在者投票のできる老人保健施設の指定に関する告示（平成七年山口県選挙管理委員会告示第三十七号）の一部を次のように改正する。

平成十七年八月二十六日

山口県選挙管理委員会委員長 福田隆司

「小野田市大字小野田三七〇〇」を、「山陽小野田市大字小野田三七〇〇」に改める。

山口県選挙管理委員会告示第百十四号

不在者投票のできる介護老人保健施設の指定に関する告示（平成十六年山口県選挙管理委員会告示第六十一号）の一部を次のように改正する。

平成十七年八月二十六日

山口県選挙管理委員会委員長 福田隆司

「厚狭郡山陽町大字山川九〇の一」を、「山陽小野田市大字山川九〇の一」に改める。

山口県選挙管理委員会告示第百十五号

不在者投票のできる老人ホームの指定に関する告示（昭和六十三年山口県選挙管理委員会告示第三十九号）の一部を次のように改正する。

平成十七年八月二十六日

山口県選挙管理委員会委員長 福田隆司

「大津郡油谷町大字向津具上三四四」を、「長門市油谷向津具上三四四」に改める。

山口県選挙管理委員会告示第百十六号

不在者投票のできる老人ホームの指定に関する告示（平成八年山口県選挙管理委員会告示第四十一号）の一部を次のように改正する。

平成十七年八月二十六日

山口県選挙管理委員会委員長 福田隆司

「養護老人ホーム長生園 厚狭郡山陽町大字植生二二五六 昭和三八、二二、一六」及び
 「特別養護老人ホーム明和 大津郡三隅町大字三隅中一八一 昭和四七、七、一〇」を
 削る。

山口県選挙管理委員会告示第百十八号

不在者投票のできる老人ホームの指定に関する告示（平成十年山口県選挙管理委員会告示第八十八号）の一部を次のように改正する。

平成十七年八月二十六日

山口県選挙管理委員会委員長 福田隆司

「特別養護老人ホーム高千 帆苑 小野田市大字有帆六六二の一	「	「	「
社会福祉法人福祥会養護 老人ホームゆもと苑 長門市深川湯本六〇〇の一	「	「	「
「社会福祉法人福祥会養護 老人ホームゆもと苑 長門市深川湯本六〇〇の一	「	「	「
特別養護老人ホーム高千 帆苑 山陽小野田市大字有帆六六二の一	「	「	「

に

山口県選挙管理委員会告示第百十九号

不在者投票のできる老人ホームの指定に関する告示（平成十二年山口県選挙管理委員会告示第六号）の一部を次のように改正する。

平成十七年八月二十六日

山口県選挙管理委員会委員長 福田隆司

「大津郡日置町大字日置上三一一四」を「長門市日置上三一一四」に改める。

山口県選挙管理委員会告示第百二十号

不在者投票のできる身体障害者更生援護施設の指定に関する告示（平成十年山口県選挙管理委員会告示第三十六号）の一部を次のように改正する。

平成十七年八月二十六日印刷
平成十七年八月二十六日発行

発行人所

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円(送料共)

平成十七年八月二十六日

山口県選挙管理委員会委員長 福田隆司

「身体障害者療護施設緑風園」 玖珂郡由宇町九八〇の一 昭和五四、五、一九

身体障害者療護施設湯免清風園 大津郡三隅町大字三隅中三九三の一 六、一六 を

「身体障害者療護施設湯免清風園」 長門市三隅中三九三の一 昭和五四、六、一六

身体障害者療護施設緑風園 玖珂郡由宇町九八〇の一 五、一九 に

改める。